

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇告 示

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の  
都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

### 目 次

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

家畜人工授精講習会の開催

保安林予定森林

解除予定の保安林

土地改良法による換地計画の適否の決定

基本測量の実施を終わつた旨の通知

都市計画の変更の決定

〃

### ◇教 委 告 示

定例教育委員会の招集

### ◇公 告

職業訓練指導員試験の実施

### ◇正 誤

昭和四十六年八月鳥取県告示第六百九十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第千二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
豊 田 医 院	倉吉市東町三五一一八	全国	昭和四十六年十月二十五日
明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋九七四	"	十二月一日
白川歯科医院	米子市加茂町一丁目	"	八月一日
大月	倉吉市上井	"	七日

### 鳥取県告示第千二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	鳥 取 県 第四〇六号	肥料の名称	以西梨複合肥料	保証成分量 (パーセント)	窒素全量 八・〇 アンモニア性窒素 四・八 りん酸全量 八・〇 可溶性りん酸 四・八 うち 水溶性りん酸 三・八 加里全量 八・〇 うち 水溶性加里 七・八	生産業者の住所及び氏名	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長理事 大本栄市
------	----------------	-------	---------	------------------	--	-------------	--

鳥取県告示第千三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	鳥 取 県 第三四一号	肥料の名称	五・五なたね油かす粉末	保証成分量 (パーセント)	窒素全量 五・五 りん酸全量 二・三 加里全量 一・三	生産業者の住所及び氏名	鳥取市吉方温泉 三丁目二〇四番地 中野嘉祝
------	----------------	-------	-------------	------------------	-----------------------------------	-------------	-----------------------------

鳥取県告示第千三十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年五月法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会（牛）を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催場所

東伯郡赤碕町松谷 鳥取県畜産試験場

二 開催期間

昭和四十七年一月十七日から一月二十七日まで

三 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記様式第一号による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十六年十二月二十二日までに提出すること。

四 その他

- 講習会終了後に修業試験を実施する。
- その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所へ照会すること。

鳥取県告示第千三十二号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字尾後三〇二、三〇五(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、三一〇、三二二、三二六の二、三一六の三、三一六の五、三二六の六、三二七の一、三二七の三、字北谷九四二の二、九三六(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第千三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字尾後三〇九、三一三、三一五、三一六の一、三一七の二(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、字北谷九四二の一

二 保安林として指定された目的

風害の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十四号

昭和四十六年八月二十日付けで西伯郡大山町所子五八六番地の上野福尾土地改良区から申請のあつた上野・福尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場  
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ  
る。

鳥取県告示第千三十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業地域

八頭郡若桜町

三 終了年月日

昭和四十六年十月三十一日

鳥取県告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、気高都市計画道路を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類  
道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、青谷都市計画道路を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類

道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年十二月十四日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

- 一 日時 昭和四十六年十二月二十日 午後二時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和四十六年度末教職員人事異動について  
(2) その他

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和46年12月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験実施職種  
職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第37条第1項に規定する免許職種のうち溶接科、電子科、自動車整備科、ボイラ科、無線通信科及び事務科並びに1級の技能検定合格者に係る職種について行なう。
- 2 受験資格  
職業訓練法第62条第1項の技能検定に合格した者及び免許職種ごとにそれぞれ次の表に掲げる資格を有する者

免許職種	資格
溶接科	ボイラ及び圧力容器安全規則(昭和34年労働省令第3号)による特別ボイラ溶接士

電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第1級無線技術士
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二・三輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士
ボイラ科	ボイラ及び圧力容器安全規則による特別ボイラ技士及び電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)によるボイラー・タービン主任技術者
無線通信科	電波法による第1級無線通信士
事務科	公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験の合格者

3 欠 格 者

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 禁治産者又は準禁治産者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験の科目

学科試験のうちの指導方法

5 試験の実施期日及び実施場所

昭和47年2月10日(木)

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所第3会議室

6 集合時間及び携行品

集合時間 午前10時

携行品 筆記用具及び受験票

7 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書1通(受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。)

イ 履歴書 1通

ウ 戸籍謄本又は戸籍抄本 1通

エ 写真 1枚(申請前6箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽のライカ型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)

オ 受験資格を有することを証する書面

(2) 書類の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 書類の受付期間

昭和46年12月20日(月)から昭和47年1月20日(木)まで(郵送の場合には普通郵便とし、受付期間の最終日の消印のあるものは有効とする。)

(4) 受験手数料及びその納付方法等

ア 受験手数料 1,000円

イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけて納付すること。この場合、

消印しないこと。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。

8 試験の免除

免許職種に関し、1級または2級の技能検定に合格し、かつ、前回の職業訓練指導員試験において学科試験に合格した者はこの試験を免除する。ただし、受付期間内に受験申請の手続を行なうこと。この場合、受験手数料は納付を要しない。

9 合格者の発表

合格者の氏名は、昭和47年2月下旬に鳥取県公報で発表するとともに、合格者に通知する。

10 その他

不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課(電話(鳥取)22-7111内線823)に問い合わせること。

### 正 誤

昭和四十六年八月鳥取県告示第六百九十九号(解除予定の保安林について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 設 行 誤

正

一 下 五 (次の図に示す部分に (以上二筆について、次の図に示す部分に限る。))